

議会基本条例 検証シート

検証にあたって課題とした現条文(抜粋)		取組上の主な課題など	主な意見	検証(評価)結果
議会の活動原則	第3条	1 議会とは、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	—	—
		(2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。	※第8条 4に同じ	※第8条 4に同じ
		(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提言(以下「政策立案等」という。)の強化に努めること。	・現状で取り組んでいる政策提言の手法は、市長に対し、一定の政治的拘束力は働くものの、法的な拘束力がなく、実効性が担保されない。 ・政策形成のノウハウや経験が十分でないため、議員提案による条例制定へはまた難易度が高い状況 ・所管事務調査に係る費用の予算化がなされていない。	・政策提言後の市の執行状況をフォローする体制を検討すべき。 ・議員研修を充実させるなどして、議員及び事務局も含めた議会のレベルアップが必要 ・外部の知見も活用しながら、条例立案へのスキームを確立すべき。 ・特別委員会や議員有志、会派で提言できるようにするなど、幅広いテーマに柔軟に対応できる調査方法を検討すべき。 ・政策形成において、例えばアンケートに係る経費の確保などを検討する必要がある。
				☒ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
災害時の議会対応		★該当なし	・議会の災害時対応要領を議会、議員の行動指針である議会基本条例に規定することは有意義	☐ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☒ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
			・災害対応については、別途災害時対応要領で定めているので、あえて条例に規定する必要性は特に感じない。 ・災害時対応要領を定めていることを市民に広く知らせるためにも、規定する必要がある。	



追加又は改正した条文		追加又は改正する条文の趣旨
	—	—
	—	—
	—	—
第4条	1 議会とは、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。	☆大規模な災害が発生した非常時においても、議事・議決機関、また、市民を代表する機関として、状況を正確に把握しつつ、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会機能を的確に維持しなければならないことを定めるもの。
	2 災害発生時における議会の対応に関しては、別に定める。	☆災害時に本市議会が行うべき対応に関して詳細を別に定めるとするもの。その詳細は平成31年3月に策定の三原市議会災害時対応要領で定める。

議会基本条例 検証シート

検証にあたって課題とした現条文(抜粋)		取組上の主な課題など	主な意見	検証(評価)結果	
議員の活動原則	第5条	1 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	—	—	
		(2) 市民の多様な意見等を的確に把握するよう努めること。	※第8条 4に同じ	※第8条 4に同じ	☒ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
		(4) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと。	・自由討議の目的が十分に認知されておらず、共通認識となっていないため、制度化している常任委員会での自由討議が十分に活用されていない。 ・自由討議の場が委員会での議案審査にしか想定されておらず、議会全体で行う場など、スキームが確立されていない。	・休憩中に委員間で意見交換を行うなどしており、実質的な効果が得られているため、現状維持で良い。 ・まずは、目的と効果を明確にすることが先決。それらが共有されていないから進まない。 ・執行機関への質疑だけでは、議会の議論として不十分。議案の論点や争点を明確にし、共有することが必須であり、そういった機会を確立すべき。 ・自由討議を進めていくうえで、会議の進行役である委員長のスキルアップも必須	☒ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
市民と議会との関係	第8条	1 議会は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会が保有する情報を多様な広報手段等を用いて積極的に公開するとともに、自由に閲覧できるようにしなければならない。	・条文の表現が「議会が保有する情報」のすべてを自由に閲覧しなければならないという規定になっているにもかかわらず、実態としてそれに対応できていない。 ・公開すべき情報の拡充や広報手段の多様化への対応を検討する必要がある。	・「議会が保有する情報」という表現は、抽象的であり、無限と捉えられる。さらに自由に閲覧に供するという表現となっており、当該条文の実践には無理がある。 ・現在の条文を実践することは困難であるため、必要な情報を取捨選択し公表するという表現に改めてはどうか ・新たな情報提供媒体、例えばYouTube の活用、手話の導入、現状で会議録をHPに掲載していない会議の会議録の掲載などを検討する必要がある。 ・本会議や委員会の映像のインターネット配信を検討すべき ・検討にあたっては、インターネットや議会だよりを見れない人への配慮が必要 ・情報提供は即時性が重要。スピード感をもって情報提供を行う工夫が必要 ・議会だよりも有効な広報媒体であるため、これの充実のため、予算確保が必要	☒ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☒ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理



追加又は改正した条文		追加又は改正する条文の趣旨
	—	—
	—	—
	—	—
第9条	1 議会は、市民に開かれた議会を実現するとともに、市民への説明責任を果たすため、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、議会の活動に関する情報を積極的に公開しなければならない。	☆議会は、市民への説明責任を十分に果たし、市民から信頼され、より身近な存在となるよう時勢や社会変化を勘案し、市民への公開が必要と考える議会活動に関する情報について、積極的に公開することを定めるもの。 この場合において、法令や市情報公開条例等の規定により公開が適切でないものの公開は控える。

議会基本条例 検証シート

検証にあたって課題とした現条文(抜粋)		取組上の主な課題など	主な意見	検証(評価)結果
市民と議会との関係	第8条	2 議会は、本会議のほか、すべての委員会及び議員全員協議会を原則公開とする。	・公開を原則としている会議と議長等の許可によって公開することとしている会議がある中で、「すべての委員会」が何を指しているかが明確ではないなど、正確な表現になっていない。	☐ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理
		★規定を追加	・許可を必要としている会議があり、結果的に非公開で開催するケースがある。このことは、開かれた議会を目指すという本条例の趣旨にそぐわないとも考えられる。	☐ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☒ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理
		3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する学識経験者等による専門的知見の活用並びに法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用して市民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	・活用できるケースの認識が不十分であり、また議員間で共有されていないため、これまでに活用事例はほぼない。	☐ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理
		4 議会は、議会報告を行い、市政全般にわたって、市民と議員が自由に意見交換する場を設けるものとする。	・議会報告を行い、かつ意見交換の場を設けるという表現になっているが、毎年開催内容を見直し、現在に至っている経緯があり、現状と照らした場合、必ずしも条文の表現が的確なものではなくなっている。 ・常任委員会での政策形成に活用するために、常任委員会が主体となり、常任委員会単位で意見交換会(ワークショップ)が開催できるスキームが確立されていない。	・議会報告はもう必要ない。政策に市民の声を反映させる主旨から、意見交換に注力すれば良いのではないかと。 ・市民への説明責任を果たすという点から、今後も議会報告の機能を残すべき。 ・近年、テーマ及び参加対象者とも限定的に開催している意見交換会であるが、それと並行して、テーマ・参加者を決めず、広く市民と意見交換を行う場を設けるべき。 ・議会報告とか意見交換とかという形態にとらわれず、常任委員会が行う政策形成に活用するという視点から形態を考えれば良いのではないかと。
議案に対する賛否の公表	第9条	1 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するよう努めるものとする。	・平成26年度から賛否を公表しており、「公表するよう努める」という条文の表現が適していない。	☐ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理



追加又は改正した条文		追加又は改正する条文の趣旨
第9条	2 本会議、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条第1項の規定により設置する委員会(以下「委員会」という。)及び三原市議会会議規則(平成18年三原市議会規則第1号)別表に規定する議員全員協議会は、原則公開とする。	☆本会議のほか、地方自治法第109条第1項の規定により設置する常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会並びに会議規則第166条第1項の規定により協議又は調整を行うための場として、設けた議員全員協議会については、議会活動の透明性を高め、活発な議論を推進し、市民に開かれたものとするため、公開を原則とすることを定めるもの。
	3 前項の本会議、委員会及び議員全員協議会を除くほか、他の会議についても、公開に努めるものとする。	☆その他のあらゆる会議についても、会議の運営上支障がないと認められる場合は、公開に努めることを定めるもの。
	4 議会は、法第100条の2に規定する学識経験者等による専門的知見の活用並びに法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用して市民等の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	☆今回、新たに同条第2項で、「地方自治法」を以下「法」というと規定したため、本項の「地方自治法」を「法」に改める。
	5 議会は、議会の活動報告を行うこととし、市政全般にわたって、市民、市民団体等と議員が自由に意見交換する場を設けるものとする。	☆議会活動の内容や結果を広く知らせることで、市民の議会活動に対する理解を深め、開かれた議会を実現するため、議会だより、市広報、ホームページ、市民と議会が直接対話する場など、多様な媒体や機会を活用して議会活動について報告するとともに、市民意思を議会活動に反映し、市民の福祉向上に資するため、市政全般にわたって、市民、市民団体等と幅広く意見を交わす場を設けることについて定めるもの。 ☆「市民、市民団体等」とは、市民をはじめ市民活動団体、NPO、商工会議所や企業などを含むものであり、議会が意見交換を行う必要があると判断する個人、団体をいう。
第10条	1 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。	☆議決の説明責任を果たすため、議案や請願における議員個人の賛否の意思表示について、議会だよりやホームページ等を活用して公表することを定めるもの。

議会基本条例 検証シート

検証にあたって課題とした現条文(抜粋)		取組上の主な課題など	主な意見	検証(評価)結果
市長等との関係	第10条	1 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助機関である職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。 (2) 本会議及び委員会において、市長等は議員の質問及び質疑について、論点を明確にするため、議員に対し問うことができる。	—	—
	第12条	1 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策又は事業の説明を市長に求めるものとする。	・執行機関から議員への反問権を許しているようにも読み取れ、条文の趣旨が明確になっていない。 ・市長等が議員に対して、議員からの質問又は質疑の主旨を問うために設けている規定であるため、反問権とは区別できる条文に改正するべき。	☐ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理
議会が求める報告及び資料の要求	第13条	1 議会は、市長等に対し、次に掲げる報告を求めるものとする。 (1) 基本構想及び基本計画を実現するための長期的で重要な計画の策定状況 (2) 審議会等の開催状況の概要 2 議会は、議案審議等に当たり、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。	・1項及び2項のいずれも、議会基本条例に規定する必要性が低い。 ・1項及び2項の規定はいずれも、議会基本条例に規定するまでもなく、市長等に対して求めることが可能である。	☐ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☒ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
	第14条	1 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項については、その拡大に向け議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に条例で定めるものとする。	—	☐ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☒ 条文の表現や字句の整理
	第15条	1 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の自由討議により、議論を尽くして合意形成に努めるものとする。	※第5条 1 (4)に同じ	☒ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理
委員会の活動	第16条	2 委員長は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。 3 委員会は、委員自らの提案及び市民の意見等をもとに所管事務調査を積極的にを行い、政策提案を行うように努めるものとする。	※第5条 1 (4)に同じ ※第3条 1 (3)に同じ	☒ 改善・拡充に向け、新たな取組みを検討 ☐ 今回の検証をもとに条文を改正 ☐ 今回の検証をもとに規定を追加又は削除 ☐ 条文の表現や字句の整理



	追加又は改正した条文	追加又は改正する条文の趣旨
第11条	—	—
第13条	(2) 本会議及び委員会において、市長等は議員の質問又は質疑について、論点を明確にするため、議員に対し当該質問又は質疑の主旨を問うことができる。 ★規定を削除	☆市長等の答弁者は、議員からの質問又は質疑に対して的確な答弁を行うために、当該質問又は質疑の主旨を確認するための発言ができることを定めるもの。市長等から議員への逆質問である、いわゆる反問権とは性質を異にするもの。 —
第13条	1 法第96条第2項の規定による議会の議決事項については、その拡大に向け議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に条例で定めるものとする。 —	☆今回、新たに第9条第2項で、「地方自治法」を以下「法」というと規定したため、本項の「地方自治法」を「法」に改める。 —

議会基本条例 検証シート

検証にあたって課題とした現条文(抜粋)		取組上の主な課題など	主な意見	検証(評価)結果
広聴広報活動の充実	第21条	1 議会とは、議会の活動について、市民に対し、分かりやすく周知しなければならない。	・広報活動に関する規定はあるが、広聴活動に関する規定がない。	・市民の声を議会活動に反映させるためには、広聴活動の充実が必要である。
		2 議会とは、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動を行うものとする。	・広報活動においては、情報技術の発達を踏まえることも重要であるが、情報技術の発達に追いつかない人への広報活動についても配慮しなくてはならない。	・情報技術の発達を前提とした広報活動ではなく、紙媒体などの従来からの広報手段も残しつつ、多様な広報手段を活用した広報活動の充実に努めるべき。
政治倫理	第23条	1 議員は、市政が市民の負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。	・議員の政治倫理については、議会基本条例制定後に三原市議会議員政治倫理条例が制定されているが、この条例を議会基本条例に明記することについて、検討する必要がある。	・政治倫理条例を遵守することを、議会基本条例に規定することで、政治倫理条例の意義が明確になるのではないかと。



追加又は改正した条文		追加又は改正する条文の趣旨
第20条	1 議会とは、多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動の充実に努めるものとする。	☆議会とは、議場や委員会室での傍聴を促進するほか、ケーブルテレビ中継、インターネット録画配信、議会だより、ホームページなど多様な広報手段を活用して、より多くの市民が議会と市政に関心を持つことができるよう、広報活動の充実に努めることを定めるもの。なお、「多様な広報手段」については、先進事例や社会情勢の変化に応じて、より有効な手段の活用にも努めるものとする。
	2 議会とは、市民の声を議会活動に反映させるため、広聴活動の充実に努めるものとする。	☆市民意思を議会活動に反映し、市民福祉の向上を図るためには、広聴活動が不可欠であり、効果的な広聴活動を模索するとともに、その充実に向け、不断の努力をすることを定めるもの。
第22条	1 議員は、市民の負託に応えるため、三原市議会議員政治倫理条例(平成25年三原市条例第33号)を遵守し、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。	☆議員が選挙で選ばれた市民の代表として、与えられた権限と責任を深く認識するとともに、市民の厳粛な負託に応えるため、三原市議会政治倫理条例の規定を遵守することにより、政治家としての議員の倫理感の確立と向上に努めることを定めるもの。